

BConnection デジタルトレードサービス利用規約 【現改比較表】 2025年 8月 1日現在

～2025年8月31日

2025年9月1日～

第1条～第3条（略）

第4条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 契約者は、本サービスの申込みにあたり、当社の指示に基づき、必要な情報を適宜提供するものとします。

4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。

本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
申込書に虚偽の記載がなされたとき。

本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき。

前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

5 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合に

第1条～第3条（略）

第4条 削除

<u>は第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。</u> <u>6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。5</u> <u>当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとします。</u> <u>6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。</u>	
第 5 条～第 3 2 条（略）	第 5 条～第 3 2 条（略）
別紙 料金表（略）	別紙 料金表（略）
	<u>附 則（令和 7 年 7 月 2 2 日 C A S 2 サ000400013821-01号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和 7 年 9 月 1 日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供している本サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 附則2の場合において、契約者は次に掲げる契約内容の変更に限り 請求を行うことができます。</u> <u>ア 契約者名の変更</u> <u>イ 契約者住所の変更</u> <u>ウ 契約者連絡先の変更</u> <u>4 当社は、令和7年11月30日をもって本サービスの提供を終了するため、同日をも</u>

	<u>ってこの規約を廃止します。</u>
	<u>5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金そ</u> <u>他の債務については、なお従前のとおりとします。</u>
	<u>6 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いにつ</u> <u>いては、なお従前のとおりとします。</u>